

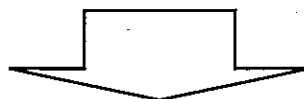
普通肥料の公定規格の変更の概要

肥料の種類	けい酸加里肥料	よう熔成けい酸加里肥料
施用方法	加里及びけい酸等の肥料成分の植物への緩効的な供給を目的として施用。	加里及びけい酸等の肥料成分の植物への緩効的な供給を目的として施用。
公定規格 変更の内容	「けい酸加里肥料」のく溶性加里の含有すべき主成分の最小量を引き下げるとともに、塩基性のナトリウム及びカルシウムを使用できることとする。	「よう熔成けい酸加里肥料」の含有すべき主成分であるく溶性マンガンについて、選択して保証できることとする。
公定規格の 変更イメージ	別表1のとおり変更	別表2のとおり変更
備 考	土壌の加里成分が蓄積する傾向があるという農業事情の変化から、肥料中の含有量を減らして土壌に賦存するものを有効利用するため、加里成分を低減させた「けい酸加里肥料」の生産の要望があったため。	肥料の原料である製鋼鉾さいの組成が、製鋼の生産方法の変更により変化し、マンガン成分を含有することが困難となったことから、「よう熔成けい酸加里肥料」のマンガン成分の保証を選択できるよう要望があったため。

【別表 1】

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成分 の最小量 (%)	含有を許される有 害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい酸加里肥料 (<u>塩基性</u> のカリウム若しくは <u>マグネシウム含有物</u> 又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。)	一 く溶性加里 20.0 可溶性けい酸 25.0 く溶性苦土 3.0 二 く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については 1.0 く溶性ほう素については 0.05		未反応の加里は、3.0%以下であること。



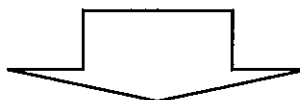
(変更後)

肥料の種類	含有すべき主成分 の最小量 (%)	含有を許される有 害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい酸加里肥料 (<u>塩基性</u> のカリウム、 <u>マグネシウム、ナトリウム</u> 若しくは <u>カルシウム含有物</u> 又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。)	一 く溶性加里 10.0 可溶性けい酸 25.0 く溶性苦土 3.0 二 く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については 1.0 く溶性ほう素については 0.05		未反応の加里は、3.0%以下であること。

【別表 2】

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
よう 熔成けい酸加里肥料 (カリウム含有物に 製鋼鉍さいを混合 し、熔融したものを いう。)	く溶性加里 20.0 アルカリ分 15.0 可溶性けい酸 25.0 <u>く溶性マンガン 1.0</u>	く溶性加里の含有率 1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。



(変更後)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
よう 熔成けい酸加里肥料 (カリウム含有物に 製鋼鉍さいを混合 し、熔融したものを いう。)	二 く溶性加里 20.0 アルカリ分 15.0 可溶性けい酸 25.0 二 <u>く溶性加里、アルカリ 分及び可溶性けい酸のほ かく溶性マンガンを保証 するものにあつては、一 に掲げるもののほか く溶性マンガン 1.0</u>	く溶性加里の含有率 1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。